

改訂版（平成27年4月）

スクールソーシャルワーカーの 効果的な活用のために



平成23年12月

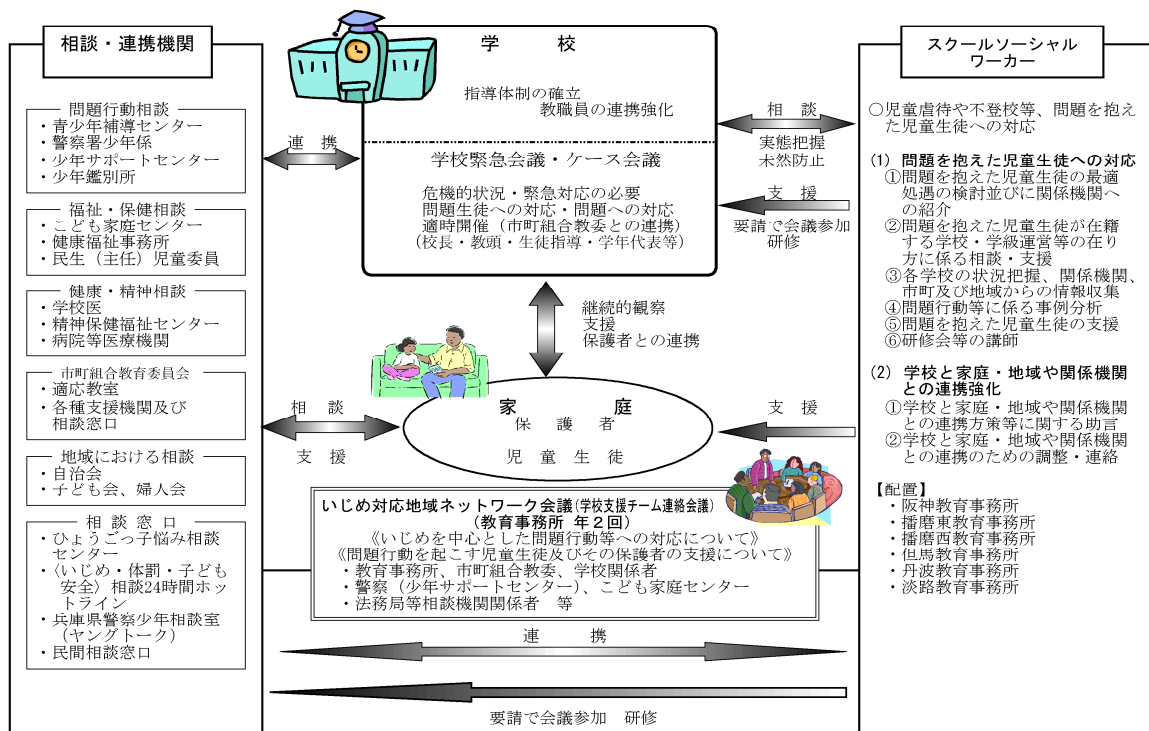
兵庫県教育委員会

スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために

暴力行為やいじめ、不登校などの問題が一層深刻化するなか、教育現場における負担はますます大きくなってきています。これらは、学校、地域、家庭等それぞれ子どもをとりまく社会環境が複雑に絡み合っており、学校だけでは解決できないケースも増加しています。

そこで、兵庫県ではこれらの問題に福祉的視点に立ったアプローチを推進するため、平成19年度から「スクールソーシャルワーカー」を各教育事務所に配置し、学校支援チームの一員として学校への様々な支援を進めています。

スクールソーシャルワーカーの活用について



スクールソーシャルワーカーについて

1 配置のねらい

児童生徒の問題行動の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていることが多くあります。

学校だけでは解決困難なケースについて、

○ 関係機関との連携・調整

○ 児童生徒の置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけ等を行い、学校と連携して関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取りまく環境の改善を図るため、社会福祉士や精神保健福祉士の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して支援を行います。

- 学校・家庭・地域を つなぐ
- 子ども・家庭・教職員を ささえる
- よりよい地域社会を つくる

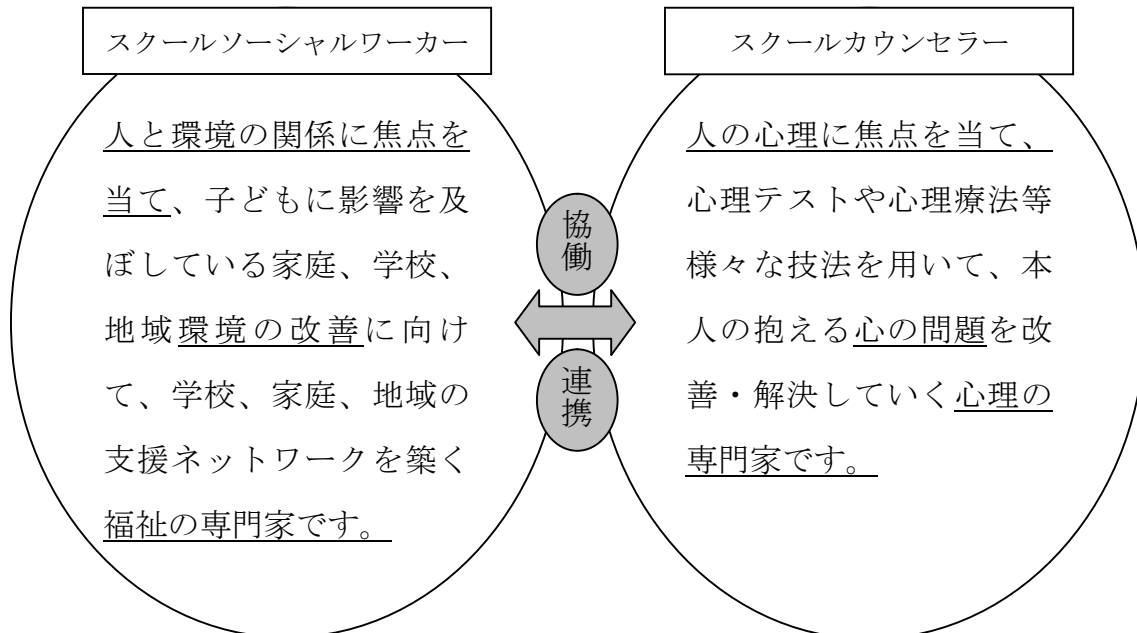


2 職務内容

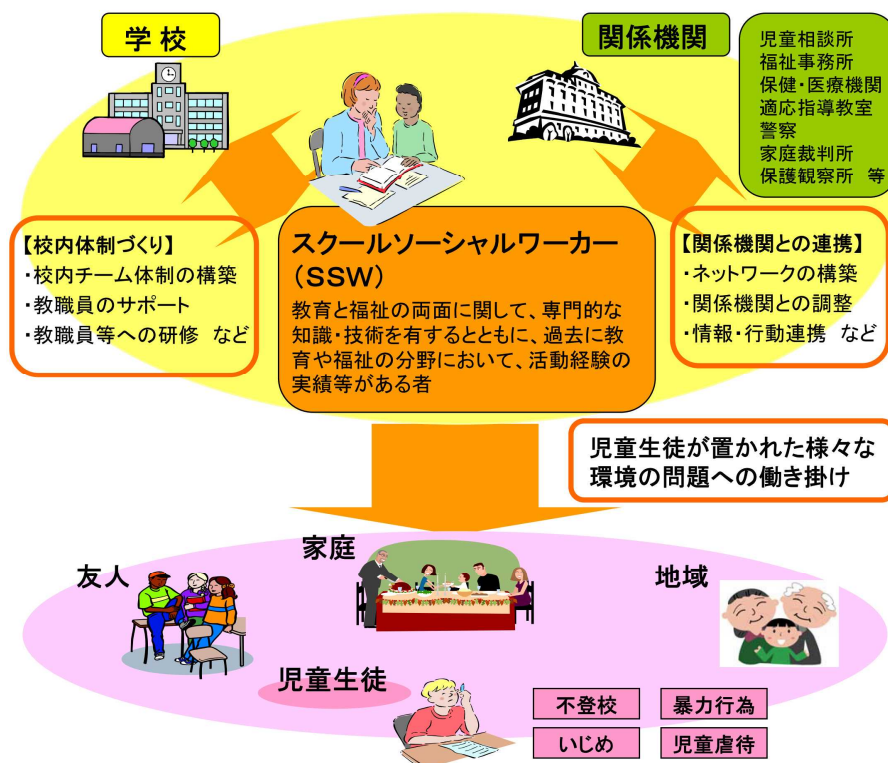
- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
 - ・ 児童生徒の問題行動等における家庭、地域、友人関係、学校、関係機関等への働きかけ。
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・ 関係機関への訪問、情報交換、打合せ及び調整や仲介
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - ・ 校内チーム体制づくりのサポート
 - ・ 校内ケース会議への参加とアセスメント及び問題解決プランニングのサポート
- (4) 保護者や教職員等に対する支援、相談・情報提供
 - ・ 来校や家庭訪問、電話等による相談活動
 - ・ 子どもや家族の側に立った代弁
 - ・ 学校と家庭間の調整や仲介
 - ・ サポート資源や関係機関の情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
 - ・ 校内研修における講師
 - ・ P T A研修における講師



＜スクールソーシャルワーカーとは＞



両者はそれぞれの専門性を生かした役割を担い、協働して、問題の解決に取り組めます。



(文部科学省作成)

スクールソーシャルワーカーの活用について

1 活用の流れについて

相談を受付

- ・児童虐待、不登校、虐待、暴力行為、いじめ、発達障害等への対応について、教職員、市町組合教育委員会及び児童生徒、保護者からも相談を受け付けます。

※スクールソーシャルワーカーの学校への派遣を希望する場合は、派遣申請の手続きが必要となります。

（ 学校 → 市町組合教育委員会 → 各教育事務所 ）

学校との連絡・調整

- ・事案に応じて、校内ケース会議や関係機関合同のケース会議等の開催など、問題解決に向けた道筋について相談・調整を行います。

ケース会議の実施

- ・関係者が集まって、問題や課題について個別に検討すること（アセスメント）によって、その状況の理解を深め、目標や対応策（プランニング）を決定します。
- ・2回目以降のケース会議の実施について確認します。

当該児童生徒・家庭への支援（役割分担）

- ・ケース会議において決定された目標や対応策（プランニング）に基づき、学校（担任、学年、ＳＣ、養護教諭等）、地域（民生・児童委員等）、関係機関（子ども家庭センター（児童相談所）、市町関係部、福祉事務所、保健医療機関、警察関係機関等）で役割を分担し、児童生徒、家庭への支援を行います。

2 ケース会議について

(1) ケース会議の目的

解決すべき問題や課題のある事例を個別に検討（アセスメント）することによって、その状況の理解を深め、目標や対応策（プランニング）を決定します。ケース会議は、学校教職員のみで行う場合と関係機関を含めて行う場合があります。

(2) ケース会議の進め方（参考例）

準備段階

- ・ 何に困っているか、検討したいことは何かを明確にする。
- ・ ケース会議に出すまでに必要な確認点を提案者（学校）に伝える。
確認点〔家族構成 家庭の状況 兄弟姉妹関係 学校での状況 友人関係等〕
- ・ ケース会議のメンバーを決める。
〔本人、家族の現在や過去に関係する教職員、校内の支援協力者〕
〔本人、家族の現在や過去に関係する機関〕
- ・ ケース会議の日程を決める。
- ・ 記録や進行係を決める。



【初回ケース会議】（60分）

①ルールを確認する。（1分）

- ・ 守秘義務の確認。
- ・ 批判的な発言は控え、今後の支援に向けて前向きに検討する。
- ・ 担任など関する教職員には見えにくい視点から意見を積極的に出し合う。
- ・ 関わっている教職員の良いと思う点をより積極的に出し合う。
- ・ 誰かが方針を決定するのではなく、参加者全員でつくりあげる。

②事例担当者から、何に困っていて、何を検討して欲しいのかを出してもらう。（2分）

- ③事例担当者から、どのような児童生徒であることを説明してもらおう。(10分)
- 〔成績 学力 学校での様子 友人関係 家族のこと 担当者との関わり〕
- ④関係者から、本人とどのような関わりがあるのか、どのような状態なのかを出してもらおう。(10分)
- ⑤以上の事実に関して疑問点や質問がないか、参加者に尋ねる。(10分)
- ※進行役は違った視点の意見、ポジティブな意見、気づいたことがないかを聞く。そして、「どこに注目したらよいか」「何が課題か」「不足している情報は何か」を明確にしていく。
- ⑥以上を集約して、本人(家族を含む)が「なぜこのような状況に陥っているのか」「～ではないだろうか」という仮説を複数立てながら意見をまとめる。(アセスメント)(10分)
- ⑦見えてきた家族像に対して、何を目標にしていけばよいかを明らかにする。(5分)
- ・長期的な目標と、実行可能な短期目標を決める。
- ⑧アセスメントと目標から、誰が何をするか、具体的なことを明確に決める。(プランニング)(10分)
- ⑨最後に目標と具体的な取組を再確認する。次回は、取組報告から行うことを予告するとともに、次回の会議の日程と参加メンバーを決める。(2分)

【継続ケース会議】(2回目以降)(45分)

- ①前回の目標を確認する。(5分)
- ②目標に対して分担者が何を行って、本人や家族の様子はどうだったのか、効果があつたかを確認する。(15分)
- ③見直し点を確認するとともに、新たな課題が出てきたら話し合う。(15分)
- ④目標と役割分担を確認し、決定する。(5分)
- ⑤次回の会議の日程と参加メンバーを確認する。また、次回は取組の報告から行うことを予告する。

スクールソーシャルワーカーが効果的に機能した事例

事例 1 児童虐待に係る事例

1 対応した状況等

小学校6年女児への虐待の疑いがあるとのことで、学校長から相談電話を受けた。スクールソーシャルワーカーから虐待の通告義務について説明するとともに、当該市の家庭児童相談員とともに学校訪問を行い、子どもや保護者への対応について協議を行った。

2 連携した関係機関等

福祉部局（家庭児童相談員）、地域（民生児童委員、主任児童委員）、姉妹の在籍校

3 関係する児童生徒の状況・背景等

当該児童が小学校5年生の時、当該児童が母親から叱責されることを恐れ、家の敷地内に身を隠したこともあり、教職員間で当該児童及び家庭の様子を注視していた。

当該児童は4人姉妹であったが、当該児童のもつ特性等、いくつかの要因により、母親は当該児童に育てにくさを感じていた。また、夫婦関係の悩みであったり、地域等との関係が希薄であったりしたことで母親が孤立し、ストレスを感じていた。

4 関係機関との連携とスクールソーシャルワーカーの対応

夏休みに当該児童の様子が長期に確認できないことから、スクールソーシャルワーカーが地域（民生児童委員、主任児童委員）及び関係機関（家庭児童相談員、姉妹の在籍校等）と小学校とのケース会議の開催を呼びかけ、実施した。情報収集する中で、母親がA教諭に信頼を寄せていることが分かったので、A教諭とスクールソーシャルワーカーが定期的に情報交換を行った。また、母親の対処能力が高められるような声かけをしてもらうよう、スクールソーシャルワーカーからA教諭に依頼した。

5 対応の成果

スクールソーシャルワーカーが、教職員や関係機関、地域と協働し、チーム支援体制構築のサポートをしたことにより、支援の効果が得られ、学校の負担感の軽減を図ることができた。また、支援により、両親の子育てに少しずつ変化が生じ、両親と当該児童との関係が改善に向かった。

事例 2 不登校に係る事例

1 対応した状況等

不登校傾向にある中学校 2 年男子生徒の母親の言動が、当該生徒に大きな影響を与え、精神的不安を誘発させていた。母親は学校や関係機関に電話を執拗にかける状況にあった。また、母親と当該生徒は、教育事務所の面接相談に数回来所しており、スクールソーシャルワーカーと直接関わりを持っていた。

2 連携した関係機関等

生活指導員（市教委配置）、適応指導教室指導員、社会福祉協議会、医療機関（小児科医）、スクールカウンセラー

3 関係する児童生徒の状況・背景等

当該生徒は、中学 1 年生の 6 月から不登校傾向となり、3 学期は 3 日間のみ登校で、適応指導教室に通級し始めた。中学 2 年生になり 4 月から登校できたが、6 月前後から不登校になり、再び適応指導教室に通級するようになった。また、精神的不安定になることが多く、小児科にも通院していた。

家族環境は、母子家庭であり、同居していた祖母が死亡したことで、母親の体調が変調し、学校や相談機関に、当該生徒について、ほぼ同じ内容の電話を頻繁にかけるようになった。

4 関係機関との連携とスクールソーシャルワーカーの対応

- ①スクールソーシャルワーカーが、生活指導員、適応指導教室指導員、スクールカウンセラーと頻繁に情報交換を行い、情報収集に努めるとともに、社会福祉協議会と連携し、母親に地域活動支援センターへの通所を勧めた。
- ②学校関係者、適応指導教室関係者、当該生徒が通院している小児科医などを召集した市教委主催のケース会議に、スクールソーシャルワーカーが参加し、支援の分業体制、支援の窓口の統一など対応策を検討し、情報共有を深め、支援を促した。

5 対応の成果

- ①母親からの電話対応について、学校や関係機関と共通理解を図ったことで、今までの負担感の軽減を図ることができた。
- ②関係機関と頻繁な情報交換を行い、現状を把握できたことが、効果的な支援につながった。

上記①②の支援により、母親の分離不安が軽減し、当該生徒の全寮制の高等学校への進学を可能にした。当該生徒は現在夢を持ち、自立への道を歩んでいる。

スクールソーシャルワーカー対応地域及び連絡先

配置箇所	対応地域	連絡先
阪神教育事務所	神戸市、尼崎市、西宮市、 芦屋市、伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、猪名川町	0798-39-6155
播磨東教育事務所	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町、西脇市、 三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町	079-421-1101
播磨西教育事務所	姫路市、神河町、市川町、 福崎町、相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、太子町、 上郡町、佐用町	079-281-9585
但馬教育事務所	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町	0796-26-3774
丹波教育事務所	篠山市、丹波市	079-552-7490
淡路教育事務所	洲本市、南あわじ市、 淡路市	0799-26-3205

